

告示

埼玉県告示第千百九十二号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「四、二七〇円」を「四、九二〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、六五〇円」に改め、同項に次のように加える。

髄膜炎菌	一回につき	一三三、一三二〇円
------	-------	-----------